

# 令和7年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第4号

## おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第1回定例会記録				
招集年月日	令和7年3月12日(水)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開会	令和7年3月12日 午前10時00分 議長宣告			
閉会	令和7年3月12日 午前11時49分 議長宣告			
応招議員	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小向幸祐	2番	大浦陽子
	3番	小笠原伸也	4番	沢尾宏之
	5番	柏崎勉	6番	佐々木勝
	7番	澤上訓	8番	木村忠一
	9番	田中正一	10番	日野口和子
	11番	平野敏彦	12番	檜山忠
	13番	川口弘治	14番	西館芳信
	15番	吉村敏文	16番	松林義光
不応招議員	なし			
出席議員	14名			
欠席議員	9番	田中正一	10番	日野口和子
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	成田隆	副町長	小向仁生
	総務課長	成田光寿	政策推進課長	田中貴重
	財政管財課長	田中淳也	まちづくり防災課長	久保田優治
	税務課長	堤雅之	町民課長	松山公士
	保健こども課長	鈴木政康	介護福祉課長	澤頭則光
	農林水産課長	柏崎和紀	商工観光課長	柏崎勝徳
	地域整備課長	岡本啓一	会計管理者	小向正志
	病院事務長	栗嶋泰幸	教育委員会教育長	松林義一
	学務課長	福田輝雄	社会教育・体育課長	三村俊介
	選挙管理委員会委員長	田中直喜	選挙管理委員会事務局長	成田光寿
	農業委員会会長	松林勝智	農業委員会事務局長	柏崎和紀
	監査委員	柏崎堅一	監査委員事務局長	佐々木拓仁

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	佐々木 拓 仁	事務局 次 長	木 村 英 樹
	事務局 主 幹	原 本 愁 子		
町長提出議案の題目	1	議案第28号	令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）について	
	2	議案第29号	令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	
	3	議案第30号	令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）について	
	4	議案第31号	令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	
	5	議案第32号	令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について	
	6	議案第33号	令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第4号）について	
	7	議案第34号	令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第3号）について	
議員提出議案の題目				
開 議	午前10時00分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	13番	川 口 弘 治 議員		
	14番	西 館 芳 信 議員		

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>おはようございます。</p> <p>議場内の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、修礼を行いますのでご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p>
	松林議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
答弁	松林議長	<p>ここで、介護福祉課長より12番檜山 忠議員からの一般会計補正予算(第7号)についての答弁誤りなどがあり、答弁したいとの申入れがありますので、これを許します。介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (澤頭則光君)	<p>おはようございます。</p> <p>議長のお許しをいただき、昨日の檜山議員のご質問に対する答弁につきまして訂正がありますので発言させていただきます。</p> <p>昨日の檜山議員の一般会計補正予算歳入、行旅死亡人等埋火葬費等負担金に関する質問において、対応する歳出が計上されていないという質問に対して、対応する歳出の科目は手数料で今回の補正予算計上はありませんと答弁いたしましたが、改めて内容を確認したところ、正しい歳出の科目は扶助費であり、説明名称は行旅死亡人等埋火葬費となっております。なお、今回3月補正予算計上は答弁どおりございません。答弁を訂正しおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。</p> <p>以上であります。</p>
開議宣告	松林議長	<p>9番田中正一議員、10番日野口和子議員は欠席であります。</p>

<p>議事日程 報告</p>	<p>松林議長  松林議長</p>	<p>また、15番吉村敏文議員は遅れて来るとの連絡が入っております。</p> <p>なお、本日午後、教育長は別件公務により欠席との申入れがありましたので、ご報告しておきます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、議案第28号、令和6年度おいらせ町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。</p> <p>昨日は歳入までの質疑が終了しております。したがって、本日は歳出からの質疑となります。</p> <p>第1款議会費から第5款労働費までの質疑を受けます。</p> <p>説明書20ページから37ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>おはようございます。</p> <p>20ページの2款1項1目職員手当等のところで質問いたします。</p> <p>時間外勤務手当が53万3,000円とありますが、私がちょっと聞くとところによると総務課以外の課でも時間外勤務手当の予算がないということで、時間外勤務をしても請求をしていないという行為が何人かあるということを確認しました。そこでタイムカード等でその部分は確認できると思いますけれども、この確認の仕方というのはどうなっているのか。担当課長が確認して最終的に誰が確認しているのか。この辺について説明していただきたいと思っております。</p> <p>それから2款2項1目町活性化対策事業費のところでは地域おこし協力隊が1名減になっています。この1名の分が減になったという理由をお聞かせいただきたいと思っております。</p> <p>それから同じく24ページのところですけれども、2款2項5目の定住促進でも同じ形で本来地域おこし協力隊は2名採用する予定というのが採用されなかったということになるかと思うんですが、このところを説明をしていただきたいと思っております。</p> <p>それから30ページになります。3款1項3目高齢福祉。後期高</p>

答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>高齢者医療について前の説明ですと資産割が廃止になったということで説明がありました。これは後期高齢者についてはどのような影響が出てくるのか。資産割が4方式から3方式に改められたということで、これは国保だけなのか。このへん、どのような影響が出るのか説明していただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>総務課長。</p> <p>総務課からは20ページの2款1項1目総務費総務管理費一般管理費の時間外勤務手当に関連してのご質問に対してお答えいたします。</p> <p>まず時間外勤務の関係でございますが、それぞれ所属の段階で所属課長が所属職員から時間外勤務命令の申出があれば所属課長が時間外勤務の命令を行います。それを宿直に渡してタイムカードで確認して、翌朝時間外勤務命令書を回収して所属長がそれを確認いたします。その後、総務課に来て私のほうでタイムカードと突合して時間外勤務命令を確認をいたします。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>税務課長 (堤 雅之君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>平野議員にお答えします。</p> <p>国保税に関する資産割の廃止が後期高齢にも影響するのかという質問かと思えますけれども、後期高齢には影響ありません。国保だけのお話になります。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>24ページの2の活性化対策費の会計年度任用職員のところが地域おこし協力隊でありますのでそのところでよろしかったでしょうか。</p> <p>まず地域おこし協力隊、当初地域おこし協力隊として高校の魅力</p>

		<p>化ということでコーディネーターを採用する予定でございました。これについては百石高校の魅力向上ということでそれを手助けすると、地域おこしするということでしたけれども、昨年の9月、10月の採用を見込んでおりましたが、結果年度内に見込みがなかったということで減額になるということでございます。</p> <p>次にページが26ページの5定住促進対策費のところの移住支援事業費補助金の減額のことであろうと思いますが、こちらの事業については東京圏からおいらせ町へ移住して、青森県が運営するマッチングサイトの移住支援金の対象とされた求人に応募して移住された方に対する補助金ということになっておりまして、こちら当初予算900万円を見込んでおりましたが、実質見込額として200万円の支出ということで700万円の減額ということになっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>答弁はいいですか。11番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>総務課長の答弁で最終的に総務課長がチェックするんだということで、仕事をしていて予算がないからということで請求がしていない。これは総務課以外ですけれども数人いるという話なんですよ。ですから、課長のところで最終的に出勤簿を確認したときにこれは何時までいるのかなとか、そういうのは全体的に、例えば5時で退庁する人、それから居残りして6時とか7時とか8時とかというのは時間が打ち込まれていると思うんですけども、こういうのの比率というのは全体的に例えば8時以降とか目立ってくると思うんですけども、こういうのの把握というのは課長どう見えています。全体的に見て。少なくとも5時半、6時以降だったら超過勤務の対象になると私は思うんですけども、この辺のチェックの仕方というのはどうしていますか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>総務課長 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>労務管理に関するご質問になろうかと思っております。</p> <p>総務課では毎月タイムカードを全職員分は確認しております。そ</p>

		<p>れで勤務、要はどのぐらい残っているかという状況も把握はしております。今ここに手元にデータとか資料は持ちそろえておりませんのでどれぐらいかというところまで細かい数字まではお答えできませんが、その年によって、例えば選挙とかあるときは総務課が結構残ったりとかそういう各課それぞれ業務によってどうしても超過勤務が多い年、それから多い月、例えば税務課であれば申告の時期は遅くなりますし、そういう業務によって課によって繁忙があるというのは議員もご理解していただけたらと思っております。</p> <p>それで、各課のそれぞれ仕事の業務量とか残っている、残っていない課というのは総務課であくまでもタイムカードでしか確認できません。それから時間外勤務命令とタイムカードのところでしか確認できませんので、それ以外、実際各課の残っている状況、労務管理がどうかというのはそれぞれ所属の課長が課へのマネジメントをしておりますので、その中で適切に労務管理しているものと認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p> <p>私は総務課長がどうこうということではなくて、総務課長が最終チェックをしているということで理解をします。</p> <p>実際になぜ私は今こういうふうに言うかということ、今月の3月8日国際女性デーということで男女格差を示すジェンダーギャップが世界で日本は最下位に近いという男女平等の取組が遅れているという中で、本来そういう格差を解消していく自治体のところでこういう女性に対する格差というのは全然縮まっていないんじゃないかと。担当課長が予算がないから超過勤務は支給できないという簡単な感覚でいるというのは。私はだから昨日補正、収入でもっと早めに財源の掘り起こしができないのかというのは12月なら12月で交付税なりそういうものの税の掘り起こしがあれば補正でも超過勤務なりそういうものの各課長が請求する予算措置ができたんじゃないかと。これが3月になってくるからこういう形になっていくという私は事務処理のこっちに回っているんじゃないかと。私は今一度ちゃんと精査をしてそういうふうな該当している女子職員が何人かいるということですから、担当課長、そこに所属する関係すると思</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	

答弁	松林議長  総務課長 (成田光寿君)	<p>われる担当課長については今一度課内を精査して、請求する予算的な部分の裏づけについては予備費充当にも私は可能だと思いますので、それは対応していただきますようお願いして、総務課長はそのところを最終的にチェックをしていただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。総務課長。</p> <p>今、平野議員から時間外勤務手当の予算がないから云々というお話があっただけでしたが、人事担当課にはそういう声は入ってございません。また、財政担当課でも各課で業務として必要なものは時間外勤務手当の予算をつけているものと認識してございますので、全てが全て予算がないから、時間外勤務手当の予算がないというのはそういう認識は取ってございません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	松林議長  1 番 (小向幸祐君)	<p>ほかにございませんか。1 番。</p> <p>2 点ほど質問させてください。</p> <p>まず 2 5 ページです。2 款総務費の 2 項 2 目の 1 8 番まちづくり活動支援事業助成金、これに関して減額になっているんですが、例年の助成金の申請状況と今年度減額になったものの申請の数、どのぐらい例年と比べて減額度がどのぐらいなのかちょっと確認させてください。</p> <p>もう一つ 2 6 ページ、先ほどとちょっとかぶるといえるか、内容はちょっとあれなんですけど、2 款総務費の 2 項 5 目の移住支援事業補助金です。これも減額になっています。これも先ほどある程度話として流れが出ていますが、幾らか先ほどの話だと 2 0 0 万円ぐらいの支出があったということで、その内容の確認をさせてください。</p>
答弁	松林議長  まちづくり防災課長 (久保田優治君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2 5 ページのまちづくり活動支援補助金についてお答えします。減額したものは、当初予定しておりました金額にそれぞれの請求が届かなかったということで、今年度については全部で 1 6 件の申</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>請がありまして合計117万4,222円の請求ということで500万円取っておりました差額を減額したものであります。</p> <p>例年ベースということですが、例年大体200万円前後で推移していきまして、今年度はちょっと少なかったのかなというところもありますけれども、昨年はちなみに160万円ぐらいの請求でありまして、全部で16事業という形になっておりました。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>小向議員の質問にお答えします。</p> <p>ページが26ページの定住促進対策費の移住支援事業費の補助金の200万円の見込みがあったということです。あくまでも見込みでございます、あったのは今予算からすると世帯当たり最大100万円ということでございますので、それを1件と見込み部分1件ということで、今、実際は1件しかないということでございます。それで見込みとして200万円ということで、減額分を700万円ということでご理解いただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>1番 (小向幸祐君)</p>	<p>1番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>まず25ページのまちづくり活動支援助成金です。</p> <p>例年、去年も16件ということで大体予算は500万円ぐらい取ってあるということですが、意外と皆さん使われていないというところ、周知の関係もあるのか活動する団体、使う団体が少ないのかそこら辺を精査する必要があるかと思うんですが、手前みそでまちづくり団体ということで活動させてもらっています。今年2回目ということで助成金を申請させてもらって使わせていただきました。これに関しては規則上3回ということになっているんですが、今後も町の魅力アップも含め継続していきたいと思っております。減額になるのであれば、例えば提案といえば提案なんですが、3回の限度のほかに持続して町のために活動して地域のイベント等やっけていくに当たって当初の上限が20万円ということになっています。</p>

		<p>が、減額でも持続してやれるように少し検討していただければなどという提案として確認させていただきました。そういう長いスパンでやれば持続してイベントも続けていける形になるので、企画してみたいとかいろいろ検討する人も増えるんじゃないかなという一つの提案です。ちょっとご検討いただければと思います。</p> <p>あと移住支援事業です。東京首都圏からの移住というのがまず基本ということで聞いております。1件が申請ありで1件が見込みということで、これに関連して一応町で運営していると思うんですが、おいらせ町移住定住ポータルサイトというサイトがあります。こちらが確認しているとちょっと更新頻度がちょっと寂しいなと思っております。この定住支援事業補助金をもっと活用してもらったり、首都圏からのUターン、Iターン等を促進するためにこちらの利活用、内容を見ると八戸圏域のイベントが主にイベントとして載っているイメージです。そのほかにもおいらせ町にはそれこそ観光物産の森の感謝祭や百石まつり等もあるのでそういうのも載せていけるか、魅力発信の定住促進ということでそういうのもやっていけるかということを確認したいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>2回目の質問で、まちづくり助成金の長いスパンで使えるような継続的な使途に検討してくれということで、要望的なところではあるんですけども、3回までとしている意味合いとしてはマンネリ化しないことと、同じ内容で継続するとすれば3回が限度であって内容を変えて継続するということが可能になるので、同じ目的、同じ事業であれば3回までですけれども、同じ団体が事業名とか目的を変えてやる分については継続して活用は可能になりますので、その辺も検討していただきたいという意味合いも込めての3回までということになっていますので、他の団体等でもよくありますけれども、目的とか内容を変えてマンネリしない内容でやってもらって、同じ内容であれば3回をめぐりで自主的な活動に移行できるようにという意味合いもありますのでそういうことで検討していただきたいのと、もし相談をいただければ一緒に考えていけるかと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p>

質疑	<p>松林議長</p> <p>政策推進課長 (田中貴重君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それではまず移住支援金からもう少し説明したいと思っております。</p> <p>利用件数が少ない部分については、先ほど少し説明いたしましたけれども、青森県が運営するマッチングサイト「あおりジョブ」に移住支援金を対象として掲載される企業、求人に就業された方ということで、それに応募して採用した方ということになりますので、町独自ということではなくて県の事業も絡んでいるということでも難しさがあるということでも少し利用者が少ないのかなど。利用件数が少ないのかなどということでも一応追加でお知らせをしておきます。</p> <p>それとポータルサイトの内容がちょっと寂しいのかなというお話でありましたけれども、ここの部分については確認をして充実できる部分については充実してまいりますし、また観光イベントの魅力発信ということになれば、関係課とその辺も調整しながら対応していければなと思っております。</p> <p>今ちょっとポータルサイトの内容が細かく分かりませんので、取りあえず善処してまいりたいということでご回答いたします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p>	<p>ほかにごございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、第1款から第5款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第10款教育費までの質疑を受けます。給与費明細書、継続費に関する調書、地方債に関する調書を含みます。</p> <p>説明書は38ページから62ページになります。また議案書134ページから138ページの第2表継続費補正、第3表繰越明許費補正、第4表地方債補正も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>39ページのところで農林水産業費の水産業費のところでちょっとお伺いします。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>農林水産課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>先般、漁港内にある漁船にいろんな危害が加えられたということで、ホッキ操業の支障が来したということを聞いています。そういう意味ではこれは事件として取り扱われたという漁協の話ですけれども、この辺の確認をしたいと思います。</p> <p>それともう一点、こういう漁港の中でのいろんな犯罪行為等が出た場合に、私は防犯カメラの設置がこれから必要になってくるんじゃないかという思いであります。それがあって抑止力にもつながるし、漁港に来る、今来ているのは釣り人とか様々来ていますが、そういうものに対するいろいろな影響を与えるんじゃないかということで、この考え方についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから41ページのところの同じ商工費の7款1項観光費のところ、地域おこし協力隊の332万5,000円の減額になっています。これはどういう形で採用できなかったのかという経緯なのかお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから43ページの8款土木費道路橋梁の関係で、町道、農道等の中央線がなくて、今の例えば大型機械、トラクターとかそういうのが来たときに非常に擦れ違いするときに高齢者が危険を感じると。センターラインがあることによってある程度ここまでは大丈夫だという形で運転できるんだけど、消えてしまったり何かして全然見えていないしなところもあるということで、これらはどういう形で整備していくのかお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは1点目の漁港での被害ということでお答えしたいと思います。</p> <p>まずこの被害については漁協さんからそういう事例があったということで伺っておりました。そして警察にも届け出ているということでは伺っていました。その後の結果についてはまだ伺っていませんのでちょっとそこはあれですけれども、2点目の防犯カメラの設置ということですが、今現在陸こうゲートのところに連動してカメラが設置されております。定点カメラなんですけど、入り口のところを映していますのでもしそれが参考になるようであればそちらの映</p>
-----------	---------------------------------------	--

		<p>像なんかも提供はしたいなと思います。また全体的な部分については今県管理ですので、県にちょっと協議をさせていただいてほかの漁港さんがどうなっているのか含めてちょっと県と協議をさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは42ページの7、1、3観光費の委託型地域おこし協力隊業務委託料の減額についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましては、町の観光物産協会で雇用する地域おこし協力隊の委託型の協力隊の委託料ということで9月補正におきまして予算計上したものでございます。9月補正におきましては11月から3月までの5か月分で2人雇用するということでの予算ということで435万6,000円計上してございましたけれども、その後の採用、募集、それから採用の手続等々進めていった結果、3月1日から1名雇用するということになりましたので、その分の差額分を減額するというところでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p> <p>松林議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>43ページ土木費の維持費、道路橋梁の維持費のところでは質問があった町道、農道の中央線、いわゆる区画線のことだと思うんですが、消えているということでまちづくり防災課で交通安全対策として毎年区画線の整備工事をやっているのだから私から答弁いたしますが、毎年二百数十万円程度の予算になりますけれども、大体延長で2キロメートル、2,000メートル前後になりますけれども、その分は完全に消えているところメインですけれども薄くなっているところもなるべく見つけて引くようにはしておりますけれども、もし足りないところとかお気づきですとやられていないところがあれば教えていただければなと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>6款の水産業費のところについては県管理になっているということで、県と協議してということですから、私はゲートの部分は出入りの部分では車両のナンバーとかそういうのは確認できると思いますけれども、ただ漁船については誰が乗って誰がどういう行為をしているのかというのは確認できないと思うので、やっぱりそういう声がありますので、できれば係留施設にもカメラを向けて対応していただければ安心して操業できると思いますので、ぜひ県と協議を早めにしていただくようお願いをしたいと思います。</p> <p>それから商工費のところの地域おこし協力隊についてはこの前新聞についてあった多分女の人1人だと思えますけれども、その対応が、せっかく予算を9月で取っていながらその対応、応募者がなかったとかそういう理由だと私は何のために予算を取ったんだということをお願いです。こういう計画でこう進めますよということで予算を計上しているわけですから、やっぱりこの辺を根拠があって議会に予算を提案をして承認してくださいと言って承認しているわけですから、9月に補正したのが今すぐ3か月もしないうちに減額するなんていうのはちょっと事務的に私は対応の仕方というのは疑問を感じますよ。もっと吟味してそれなりの手続をちゃんと得るように、ひとつ事務方をやってください。これは町長からも私は指示いただきたいと思えます。</p> <p>それから中央線のところですけども、私はたった2キロだと、例えば二川目から木ノ下線だけでも2キロ以上あるんですよ。で、もうほとんどない。今トラクターだってもうセンターラインぎりぎり。付属機械をつければセンターラインを超える、大型機械は。それをセンターラインがないからって普通に来れば自分たちが寄って止まるか何かしないと擦れ違いができない状況になっているんですよ。予算がさっき言った金額ではとても私は足りないし、もっと地域整備課とかそういうのと情報交換をしてやっていくべきじゃないですか。自分たちの課で私から、議員から教えてくださいと言われる前に、関係課がちゃんと協議して、いや、ここのはぜひやらなければ駄目だとか、自分たちのところで吸い上げて対応すべきじゃないですか。この部分はこれからどういうふうに。これ特に新年度スタートするわけですから、この対応の仕方についてお聞かせいただきたい。</p>
-----------	------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長  まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>まちづくり防災課長。  ただいまの平野議員の再質問にお答えします。 地域整備課とは工事等の補修があればちゃんと情報連携しまして、工事等道路でやる場合はそちらはちゃんと外して区画線はそっちの工事でやってもらったりはしています。完全に道路工事等が入らない路線について、我々で確認して完全に消えているものを優先にしてやったり、あと優先事項としては幹線道路を優先にということで、今言った木ノ下二川目線についてはある程度見てやっているつもりですので、消えているところがあればやっていきたいと思っています。  以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。  それでは地域おこし協力隊の件についてお答えをしたいと思います。  人数といいますか協力隊を確保できないのにその分の予算計上するのはおかしいのではないかとのご指摘をいただきました。町として、あるいは町の観光物産協会としてこのたび2人の委託型の協力隊員を5か月間雇用したいということで予算計上したところですが、2人募集したところ結果的には3月から1名ということで、これは結果としては大変残念なことでございます。ただ予算の仕組みと申しますか、議会との関係で申しますと、予算がないのに採用するという、あるいは予算がないのに2人採用する手続を取るということそのものはむしろ議会軽視につながるのではないかと考えておりますので、2人分の予算を確保した上で2人を採用するという手続に入ることが順番といいますか、正しい順番のかなということで考えておりますので、事務的におかしいというご指摘とはちょっと当たらないのかなと考えております。  以上です。</p>
	<p>松林議長</p>	<p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>センターラインのところについては、私は例えば薄く残っていてもいいという感覚であれば私は認識が違うと思いますよ。やっぱりちゃんとここが中央線だと高齢者にも分かる形でやっていかないと、何か常に軽自動車とかそういうのに乗っているのはもう普通に走れないという感覚でいるという話を聞いていますから、やっぱりセンターラインがちゃんとしていることによって自分たちがこの左側なら左側の部分は優先的に走れるんだというものが保障される形で道路線、ちゃんと線を引いてほしいと思いますよ。</p> <p>それから私は商工課長の言う意味というのは事務的なことじゃなくて、やっぱり自分たちがこういう形で予算要求を積算して成立するわけだから、そういう取組の仕方というのをちゃんと体制をつくってやらないと、予算を取ってから募集をかけていたら実際に何か月か遅れるわけですよ。やはりそれだけ準備をして通ったらすぐ募集をかけるとかそういう事務処理の仕方というのをきちっとやってほしいということではあるんですよ。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  まちづくり防災課長 (久保田優治君)</p>	<p>答弁を求めているんですね。まちづくり防災課長。</p> <p>薄くてもなるべく引いてほしいという思いは分かるので、薄い判断も本当に薄い、極力見えないというのはなるべく引いているつもりではあるんですけども、ある程度雪がさらっと降っても確認できる程度であれば我慢してもらった場合もあるんですけども、なるべく予算の範囲内ではあるんですけどもそういうところも見ていけるようにはしていきたいと思いますが、ちょっと届かない場合もあることはご容赦ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  商工観光課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>事務的なことに関しましてはもうこの取組といいますか予算を計上してその後事務を執行していくとか進めていくということに関しましてはこの形でいいのかなと思っておりますけれども、議員ご指摘するようなしっかりと取組を進めていかなければならないと</p>

質疑	松林議長	<p>いご指摘につきましてはそういう点もあるのかなと思っておりますので、次回以降また採用をこれからもしていく予定でございますので、その点については留意して進めてまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	14番 (西館芳信君)	<p>ほかにございませんか。</p> <p>14番。</p> <p>135ページの繰越明許費の補正についてお伺いたします。再質問するつもりはありませんので明確な答えをお願いいたします。</p> <p>まず、今回この7件の繰越明許費の補正が加えられたということになりますと、繰越明許費は全部で何件あって総額は扱いは幾らになっているのかというのがまず一つです。</p> <p>それからこの7件を見れば50%は分かるんだけどあとの50%は昨日の田中課長の説明では私はちょっと一つ一つ説明書に戻って拾っていかなきゃならないということに、過去の資料もちょっと分かりかねるということで、ここですばっともうちょっと丁寧な説明を加えていただきたい。この1件ごとにどうして繰越明許費扱いにしたのか、性質上、あるいは予算成立後、突発事案、事故だとか障害が発生してできないんですよという理由をちゃんと説明していただきたいと思います。</p> <p>以上2点です。</p>
答弁	松林議長	<p>財政管財課長。</p>
	財政管財課長 (田中淳也君)	<p>お答えをいたします。</p> <p>繰越明許費の全件分ということですがけれども、ちょっと今資料がなくてそこをちょっと答えられないんですけども、今回追加の部分についてお答えをしたいと思います。</p> <p>まず1件目の生活支援商品券支給事業につきましては、今非課税世帯以外の世帯へ8,000円の商品券を配布するというので、これから補正予算可決後に作業に入っていきますので給付については4月、5月ぐらいになるのかなと思っております、その分が繰越しとなります。</p>

		<p>それから2件目と3件目の住民税非課税世帯の臨時特別給付金、それから原油価格高騰対策支援事業、これは灯油購入費の助成金になりますけれども、年度内の完了を目指しておりますけれども申請できない方がおられるだろうということで、その分を4月以降も給付できるようにするために繰越しをするものであります。</p> <p>それから土木費の町道舗装補修事業につきましては、一川目1号線の舗装補修をするということで予算可決後に入札等を行いますので、実質来年度の事業ということで繰越しになります。</p> <p>それからその下の橋梁整備事業につきましては、今の百石小学校の北側のところの道路の拡幅を予定しておりますけれども、その設計の関係が年度内に終了できないという見込みになったことから繰越しするものになります。</p> <p>それから教育費の2つですけれども、小学校と中学校の防犯対策ということでカメラ等の設置を予定しておりますけれども、これについても国の補助金の関係で今回補正をしまして、実質来年度の事業ということで繰越しをさせて事業をさせていただくということになります。</p> <p>以上になります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>なしと認め、第6款から第10款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で歳出についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第28号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	
	(議員席)	
	松林議長	
	(議員席)	
	松林議長	
	(議員席)	
	松林議長	

当局の説明	松林議長	<p>日程第2、議案第29号、令和6年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (松山公士君)	<p>それでは議案第29号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は139ページから141ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に9,782万7,000円を追加し、予算の総額を24億5,537万円とするものであります。</p> <p>続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和6年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。</p> <p>4ページから15ページになります。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、支出見込額精査により7,460万円を増額するものです。</p> <p>同じく2款保険給付費2項1目一般被保険者高額療養費については、支出見込額精査により2,420万円を増額するものです。</p> <p>次に、歳入の主な内容について説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>3款県支出金1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の増加見込みにより9,880万円を増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書7ページから15ページになります。給与費明細書も含めます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>	
	松林議長	<p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	これから討論を行います。討論ございませんか。  **「なし」の声**  討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第29号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声**  異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第3、議案第30号、令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは議案第30号についてご説明いたします。 議案書は142ページから144ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額から588万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,330万2,000円とするものであります。 歳入歳出の内容についてご説明いたしますので、令和6年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。 16ページから20ページになります。 それでは歳出の内容からご説明いたしますので20ページをご覧ください。 歳出では、1款1項1目奨学資金貸付事業の20節奨学資金貸付金を執行額の確定により588万円減額し、24節奨学金積立金を貸付金収入見込みの減により9,000円減額するものであります。 ページ戻りまして19ページをご覧ください。 歳入では、2款1項1目寄附金を9万6,000円、5款1項1目奨学資金貸付金収入を9万円それぞれ増額し、3款2項1目奨学基金繰入金を607万5,000円減額するものであります。 以上で説明を終わります。

質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>説明書19ページから20ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番。</p> <p>奨学資金貸付事業、これ中学校と高校対象の貸付けかなと思えますけれども、各学校ごとにこれ内訳みたいな人数、トータルで19人と聞いておりますけれどもそれはどのようになっておりますか。</p>
答弁	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>奨学金の貸付けの対象者につきましてですけれども、高校、短大、大学に就学している方々が対象になりますので、町内の小学校なり県の学校云々という形ではありませんので、どこの学校に何人ぐらいというのはちょっと今のところ振り分けした形がありませんので、人数の振り分けは説明がちょっと資料がないので説明ができませんので、大変申し訳ないんですけれどもそういう形になっております。</p>
質疑	<p>松林議長</p> <p>3番 (小笠原伸也君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>経済的な理由で就学が困難だという家庭も増えているかと思うんですね。これは人数を増やすことができないのか。もっと枠を広げるそういったことをやらないのか。それから大学等を卒業したら、今おいらせ町の人口が減っているわけですよね。何か帰ってきてほしい。おいらせ町で仕事をしてほしい。万が一、例えば万が一役場職員になったら何%返済不用だとか、一市ではそういうのもあるみたいですが、そういった何かおいらせ町独自の奨学金、うまくいけば給与型のもう返済不用という奨学金とかも検討する時期に来ているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>小笠原議員の意見につきましては以前からもほかの議員さんからもご質問がありまして、いろんな部分で検討はさせていただいておりました。</p> <p>まず一つ目に、対象者が増えていないという部分の募集の在り方につきましては、実は枠というのは毎年19人ほど申込みがあったときに対応できる形で予算を取っております。ただし募集人員がやはりなかなか増えない、やっぱり10人前後ぐらいで止まっているというところがあります。</p> <p>貸付けの基準につきましては、日本の奨学資金の制度をしているところである程度成績が必要なものと、経済的な理由という部分も含めて審査委員会に基準を示しながら審査委員会で決定をさせていただいております。先に基準を示しておりますので審査委員会で却下になるという場合はほぼない。ここ数年でない形にはなっておりますので、希望されている形で基準が満たしていれば給付対象として進められているというところになっております。今お話があったみたいに基準を緩めることのお話はありました。どこを下げるのか成績を下げるべきなのか、家庭の経済の状況を見ていくのかという部分になるかと思うんですけれども、保護者の経済負担の部分を見た場合には、結構両親が会社員で収入があっても対象となるぐらいの基準額になっております。手元にちゃんとした基準の表がないので言いにくいんですけども、あと成績につきましてはトータルで3以上、平均3以上、3.5だったかな。にしておりまして、そんなに高い基準にはしているわけではありませんで、その部分でなかなか選んでいただけないのかなという部分があると思います。または、ほかのところで給付型のところを選んでいる方もいらっしゃるのかもしれませんが、県の奨学金もあります。また、国とかその大学のところの奨学金、今あらゆるところで対応をされている部分があるので、そのところは選択肢が増えている中でおいらせ町の部分が選ばれる機会が少ないのかなというところは感じているところです。</p> <p>また、以前は高校の就学の場合の方も奨学金を借りる方がいらっしやいましたけれども、今国の無償化が進んでいますので、ここ何年も高校入学に対して奨学金をお借りしたいという方はいない状況</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>になっていました。</p> <p>最後、給付型の部分です。給付型を進める上で今いろんな部分、近隣でも始めているところがあります。条件付けというのを何にするか、小笠原議員が言ったように、町職員として将来的という部分も考えられるのかなと思いますけれども、おいらせ町の奨学基金の原資は皆さんから頂いた寄附を基金で積み上げて、町の一般財源を一切入れておりませんので、もしそういう形をするのであれば別の形で一般財源、要は町の予算を使いながら給付をしていかなければならないのかなと思っているところなので、そこのところを進めるに当たっては少しまだ時間を要する、または必要性をちょっと検討しなければならないかなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>11番。</p> <p>私は20ページの1款1項1目奨学貸付金の580万円減額になっています。</p> <p>今説明を聞いていますと借入れ申込者が減っているということでもありますけれども、私が記憶するのであれば高校生はゼロで短大、大学であったと思うんですけれども、高校が金額が1万5,000円だったかな。高校、短大、大学、この金額は大学が4万円じゃなかったかと思うんですけれども、6年度の貸付けの人数と1人当たり幾らというのでまずお知らせいただきたいと思います。</p> <p>それから募集の仕方について広報等、それから多分学校関係だと思えますけれども、ほかの他の自治体を見ますといろんな独自性を発揮した形で、例えばふるさとにそのまま帰って仕事をした場合、10年たったら免除するとか特例措置があるところもあります。私はさっき課長が言った寄附金で成り立っていると言うんですけれども、もともとこれは確かに旧百石時代に木村鉛鉄機械工業所の社長が1,000万円を寄附したのが原資になってずっと来ているわけで、それから寄附金で成り立っていると言いながらもこの寄付の額というのは本当に微々たる額ばかりで原資を超えるまでの寄附金になっていますか。寄附金がたまっていますか。たまっていないと思いますよ。私は町長が言う全てが子供のためにやるんだったら、やっぱりこの奨学金をもっともっと活用して人材を育成するという思</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>学務課長 (福田輝雄君)</p>	<p>いを持ったら一般会計からでも毎年100万円ずつやっても、その特定の定住促進とかそういうものにつながる給付型制度も創設すべきだと。やっぱりこれは町長が言っているのがやっぱり子供の部分でこういう形で強化するんだという形で示すべきだと私は思いますよ。さっきから言ったその人数、金額、今の私の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>学務課長。</p> <p>まずは金額からご説明いたします。</p> <p>令和6年度、これまでそんなに金額を変えておりませんので高校生で1か月1万円、短大、専門学校で1か月3万円、大学、大学院で1か月4万円の支給金額になっております。</p> <p>今年度の給付合計人数になりますけれども25名になります。令和6年度の新規につきましては、大学、大学院が5人、あと継続で短大、専門学校が3人、大学、大学院が17人、継続の小計は20人ですので、今年度5人と継続20人で令和6年度につきましては25人の方々に給付をしているところとなっております。</p> <p>あと基金につきましては、今年度末の見込みの基金残高額につきましては1億2,685万5,209円が基金として積みまれているところとなっております。</p> <p>ここ数年、返済金額と貸出しする金額のやり取りで基金の取崩しは5年ぐらいしていない状況下になっております。ただし利用人数を一気に増やした場合に、基金を取り崩して給付する金額が厳しくなることを予想されておりますので、毎年19名の新規で進めた場合、基金のやりくりで何とかなるということで毎年募集定員人数を19人で積算をしているところとなっております。</p> <p>先ほど来あります給付型の部分につきましては、やはり給付型を進める場合は皆さんが要は返済型と給付型というのを両方進めざるを得ないと思っておりますので、返済型を借りる人たちが納得する条件をつけないと給付型はなかなか難しいのかなという形を思っているところとなっております。</p> <p>また、先ほど来お話ししていますように、私はこの寄附金につきましては一般財源が入っていないということで過去の諸先輩方から聞いておりますので、一般財源がもし入っているのであればちよっ</p>
-----------	-------------------------------------	--

		<p>と私の認識不足かなと思いますけれども、先ほども何度もお話ししたとおり給付型をやる場合には返さなくてもいい。要はやはり返済不要だという条件、皆さんが納得する条件をつけなければ難しいし、また町の財源を投入していかなければ基金で運用することは不可能なのかなと思っておりますのでご理解いただければと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>町の人材育成という観点でもお話がありましたのでお答えをしたいと思っております。</p> <p>あくまでもこれは教育委員会側の立場ですけれども、人材育成に関わってはこれは重要視していかなければならないなと思っておりました。</p> <p>給付型についても審査委員の方々に集まったときにこれを給付型に変えたらどうなるかということでいろいろ話をしてきたのも事実であります。試算をするとすぐお金がなくなるということも考えられますので、持続可能な形で進めていくためには今の形でいくしかないかなと思っております。言ってもそれぞれの経済状況を考えると給付型も正直なところ欲しいなというのは私の立場であります。今これが運営されているのは、借りた方々が確実に返済していただいているから今これが運営されているということもあります。それから今課長がお話ししたように、ある給付型とそれから返してもらう、これを並行してやると、返してもらう方々への説明がなかなか難しいなど。だから今議員がお話しのとおり町に戻ってきたことを条件になどという条件をつけながらやれるかどうかというのはこれからは検討はしていきたいなと思っておりますけれども、原則今の形を進めながらいろんな意見をこれからは取り入れながらいっぱい考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長  11番 (平野敏彦君)</p>	<p>11番。</p> <p>制度的な部分、それから現状については私もよく理解できます。ただ私は町長の公約の部分で町長からちょっと確認をしたいんですけども、私がさっき言ったように、例えば今教育委員会の場合で</p>

<p>答弁</p>	<p>松林議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>すと小中の管轄がなっているわけですがけれども、高校に入ってしまったときの子供たちの例えばA高校でこれが優秀でぜひこれを大学に進めたいという先生方の声があっても、例えば母子家庭とかそういうので辞退する子供があると私高校から聞いたんですよ。そういう子供たちをやっぱり救うためにこの制度があるんじゃないかなという思いがあったんですよ。そうすると、今度返さなければならぬから借りれないという親がいると。そういうことを考えたときに、やはり町長の考え方ですよ。やはり町の予算1%でもこれにかけて、将来こういう優秀な子供をおいらせ町のために育てようという思いがあったらこの制度の取組というのは可能だと思うんですけども町長、どう考えます。私はぜひやってほしいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>大変、何ていうんですか、新しいというんですか、よその全国的に見ればそういう制度をつくって貸付け、あるいは給付している町があるかもしれません。ただ私もいろんな部分で地域、若い人たちがなぜ都会に出ていくだろうなというのを考えたとき、あくまでも私案ですから公約でも約束でもありませんけれども、私もそういうことを考えたことはありますし、変な話になりますけれども役場職員でなくても地域を守ってくれる若い人たちには準公務員として採用できないものかなということまで考えていたときもあって、その代わり地域活動には必ず協力してくれ、あと町内会に入ってくれ、あるいは変な話誤解しないでください。最終的には結婚してください、子供できる人はつくってくださいというところまでたがをかけて、そして地域に戻ってくる人には役場の職員の半分なり3分の1、毎月支給するから地域を盛り上げてくださいという考えを持ってはいるんですけども、皆さんの前で話もできないし今までいたんですけども、平野さんが似た考えを持っているので改めて話しましたがけれども、そういうことも必要だと思いますけれども、なかなか寄附してくれた方々、あるいは今利用している方々、我々どうなるんだといういろんな部分で細かく細かく詰めて条件をつけていかないと、そういうのが実現が難しいわけではないんですけどもやれないのが実情でありまして、どうすれば生まれた町に戻ってくるのかを考えた時点で私はだから投資だけして給食費まで医療費まで</p>
-----------	-----------------------------------	--

		<p>ただにしても都会に吸い上げられて不公平でないのかな。できれば東京都から税収の一部でも我が町に返してほしいなという思いを持っていますけれども。ただ近い将来それが準公務員といいますか、準役場職員並みに条件をつけても、残って農業やります、漁業やります、あるいはおやじの跡を継ぎますという子供たちが増えてくれば可能である制度かなという気がしておりますので、これからもう少し考えさせてくだされば、大変ありがたい提案をいただきましてありがとうございます。</p>
松林議長		ほかに質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
松林議長		なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。
		以上で本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
松林議長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これから議案第30号について採決をいたします。
		本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
松林議長		異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		暫時休憩いたします。11時30分まで休憩いたします。
		(休憩 午前11時12分)
松林議長		休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前11時30分)
松林議長		日程第4、議案第31号、令和6年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		介護福祉課長。

<p>当局の説明</p>	<p>介護福祉課長 (澤頭則光君)</p>	<p>では議案第31号についてご説明申し上げます。 議案書の145ページから147ページになります。 本案は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ9,834万7,000円を減額し、予算の総額を24億6,858万4,000円とするものであります。 続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたしますので、令和6年度特別会計補正予算に関する説明書をご用意ください。 21ページから36ページになります。 まず、歳出の主な内容を説明しますので29ページをご覧ください。 歳出の主なものは、執行見込額の精査により、2款1項介護サービス等諸費を9,000万円減額しております。 次に、歳入の主なものを説明しますので24ページをご覧ください。 歳入の主なものは、3款1項1目介護給付費負担金を国交付決定見込みにより1,977万6,000円減額しております。 25ページをご覧ください。 4款1項1目介護給付費交付金を支払基金交付決定見込みにより6,783万8,000円減額しております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>松林議長</p> <p>11番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書24ページから36ページになります。給与費明細書も含まれます。 質疑ございませんか。 11番。 24ページの1款1項1目のところで滞納繰越分が59万6,000円と出ていますけれども、トータルで滞納が幾らになっているのかこの額をお知らせいただきたいと思えます。 それから28ページのところですけれども、介護認定、これについて私、非常にこの介護認定のランクがうちに来て認定するのに、審査に来る人が「手を上げなさい」「足を上げなさい」と言うのに対</p>

		<p>して高齢者の人が必死になって手を上げたり、普段はなかなか上がらないんだけどもそういう人が来れば、何ていいますか、上がらない手も上げて、本来介護認定が上がるべきところが下がっているというのを何回か聞いたんですよ。ですから、その辺の何といいますか、レクチャーの仕方というのか、来た人はそれなりに一生懸命やっているとすけれども、受けるほうにしてみればそういう経験がないものですから、死にくたばるくらい動いているという声を聞いて、いや、うちのばあさん、こんなもんじゃないよと何回も私聞かれたので、この認定の仕方をどう捉えているのか、この2点をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  税務課長  (堤 雅之君)</p>	<p>税務課長。</p> <p>それでは平野議員のご質問にお答えいたします。 滞納繰越分が今現在幾らかということのお話かと思えます。それではお答えします。 今現在介護保険料の滞納額は394万5,000円です。これは2月末時点です。これを前年の同期で見ますと、前年は451万円でした。ですので、1年前と比較しますと50万円ちょっと下がっているということが言えるかと思えます。それに加えまして、徴収率が今時点でいきますと、1年前と比較しますと0.8ポイントほど上がっております。それらを合わせまして、今回59万6,000円の減額となっております。 以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>松林議長  介護福祉課長  (澤頭則光君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>平野議員の質問にお答えします。 28ページ、1款総務費のところ認定調査の仕方というところで話があったかと思えます。 認定調査の概要をお話ししますと、認定調査員につきましては、新規の申請の方につきましては介護福祉課の職員、地域包括支援センターの職員が行って調査を行っているところです。 また、更新、有期認定は有期認定になっておりますので、更新の際は委託した居宅介護支援事業所のケアマネージャーが行っている</p>

質疑		<p>ときがあります。</p> <p>それで認定調査の際ですが、役場職員がまず行って認定調査を行います、その際は利用者ご本人のほか、必ずご家族、それからもしくは介護をしてくれているほかの方、もしくはサービスを利用している事業者の方などに付き添って調査をするようにしております。調査をするに当たって、確かに平野議員おっしゃるとおり少し無理している方はもしかしたらいるかもしれませんが、その際、普段の日常生活の状況を再度付き添っている家族、もしくはサービス事業者の方に確認を取りながら日常生活動作、ご飯が食べれている状況、もしくは車椅子を使っている状況等普段の状況を聞き取りしながら調査票に反映させますので、平野議員の言うちょっと無理にというのが全部そこに反映されるというわけではありませんので、その辺ご理解いただきたいなと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
	松林議長	<p>11番。</p>
	11番 (平野敏彦君)	<p>滞納額については分かりました。ありがとうございます。</p> <p>それから今課長が言った認定の方法ですけれども、職員とこれまで家族が立会いをして調査の認定をしてもらっているわけですから、いろいろな意味でこの家族の人からの声を聞いているのは分かっていますけれども、やはり実際に対応したときに本人そのものの動作が動いたらそのランクにいくんじゃないですか。やっぱりそのところをやっぱりもっと家族を重視でケアする声を10にして、本人の動作は3ぐらいでとどめておくような担当課の意思統一していただけるようお願いして終わります。</p>
	<p>松林議長</p> <p>(議員席)</p> <p>松林議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ほかにごいませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ごいませんか。</p> <p>***「なし」の声***</p>

当局の説明	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第31号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第5、議案第32号、令和6年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (松山公士君)	<p>それでは、議案第32号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は148ページから150ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に80万9,000円を追加し、予算の総額を3億3,439万6,000円とするものであります。</p> <p>続いて、歳入歳出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和6年度特別会計・公営企業会計補正予算に関する説明書をご用意ください。</p> <p>37ページから45ページになります。</p> <p>それでは、歳出の主な内容からご説明いたします。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を支出見込額精査により103万5,000円を増額するものです。</p> <p>次に、歳入の主な内容について説明いたします。</p> <p>40ページをご覧ください。</p> <p>1款後期高齢者医療保険料1項1目普通徴収保険料を収納見込額精査により340万2,000円増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑に入ります。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>説明書40ページから45ページになります。給与費明細書も含</p>	

当局の説明		みます。 質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから議案第32号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第6、議案第33号、令和6年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (栞嶋泰幸君)	それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。 議案書の151ページをご覧ください。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から2,043万7,000円を減額し、予算の総額を11億1,058万5,000円とするものであります。 主な内容は、別冊の公営企業会計補正予算に関する説明書で説明いたしますのでご用意ください。 最初に49ページから51ページの収益的支出になります。 収益的支出では、支出見込額の精査により1項1目給与費を584万9,000円、3目経費を920万円、4目減価償却費を329万8,000円、2項4目消費税を209万円減額するものであります。 ページを戻っていただきまして、47ページ、48ページの収益

		<p>的収入になります。</p> <p>収益的収入では、支出の見合額として1項1目入院収入を2, 435万1, 000円、収入見込額の精査により3目その他医業収益を77万2, 000円減額し、2項医業外収益を468万6, 000円増額するものであります。</p> <p>52ページ、53ページは今回の補正に伴う給与費明細書の総括、給料及び手当の状況になっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書47ページから53ページ、給与費明細書も含みます。</p> <p>議案書151ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番。</p>
質疑	11番 (平野敏彦君)	<p>私は収益的収支、この6年度の決算見込みについてはどのように見込んでいるのか、ここ1点だけお願いします。</p>
	松林議長	<p>病院事務長。</p>
答弁	病院事務長 (柴嶋泰幸君)	<p>そうしますと47ページの医業収益入院収益のところ、入院収益のところの見込みということのお話でございますが、現在の見込みとしますと入院収益の額は約前年度と同額ということで、外来の収益も足してのお話になります。全体として純損益3, 800万円程度の収益的収支の純損益ということで見込んでおります。</p> <p>以上です。</p>
	松林議長	<p>よろしいですか。11番、いいですか。</p> <p>ほかにごございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***「なし」の声***</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第33号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席) 松林議長	<p style="text-align: right;">**「なし」の声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	松林議長	<p>日程第7、議案第34号、令和6年度おいらせ町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (岡本啓一君)	<p>それでは、議案第34号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は152ページから154ページになります。</p> <p>本案の第2条では、収益的収入の予定額に786万1,000円を追加する一方、収益的支出の予定額から1,245万8,000円を減額するものです。</p> <p>第3条では、収益的収入の予定額から5,508万9,000円を減額し、資本的支出の予定額から4,977万円を減額するものです。</p> <p>第4条から第6条につきましては、収益的収支及び資本的収支予定額の補正に伴う変更です。</p> <p>収入及び支出の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>令和6年度特別公営企業会計補正予算に関する説明書の54ページから59ページになります。</p> <p>収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正につきましては、全体として精査により予算の不用額を減額するものです。ただし、55ページ、収益的収入の1款2項2目他会計補助金790万6,000円の増額と、それからページが飛びまして57ページの資本的収入の1款2項1目他会計補助金の584万1,000円の増額につきましては、下水道事業会計が資金不足とならないよう、精査の上必要額を措置するものです。</p>

		<p>以上で説明を終わります。</p>
	松林議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。</p> <p>説明書55ページから59ページ、給与費明細書も含みます。</p> <p>議案書152ページから154ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>
	松林議長	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。討論ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>
	松林議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第34号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>**「なし」の声**</p>
	松林議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	松林議長	<p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで本日の会議を閉じます。</p> <p>この後、午後1時30分から予算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いいたします。</p>
散会宣告	松林議長	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午前11時49分)</p>
	事務局長 (佐々木拓仁君)	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 5 月 22 日

議 長 ..... 松 林 義 光 .....

署名議員 ..... 西 館 芳 信 .....

署名議員 ..... 川 口 弘 治 .....